

いじめのない 笑顔あふれる学校を



旭川市立旭川第五小学校
旭川市立桜岡中学校

年 組 氏名 _____

いじめを受けた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長に影響を与えたり、場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあります。

学校の先生方をはじめ、保護者、様々な関係機関の方々は、児童生徒をいじめから守り、充実した学校生活を送ることができるよう、協力して取組を進めてくれています。学校の先生方は、旭川第五小学校・桜岡中学校用の「学校いじめ防止基本方針」を作成して、ホームページなどで知らせてくれています。

一方で、いじめの問題を解決するためには、児童生徒自身が、「いじめは絶対に許されないことである」という考えをもち、いじめの問題について、考え、話し合い、いじめを防止するための取組を進めることが何より重要です。

そのためには、児童会・生徒会役員が本校の「学校いじめ防止基本方針」の内容をよく理解するとともに、自分たちが主体となったいじめ防止の取組をどのように進めていくかを考え、全校児童生徒に伝えるべき内容を整理した、児童生徒用の「学校いじめ防止基本方針」を作成することが大切です。

担当の先生と相談しながら、学校の実情に合った児童生徒用の「学校いじめ防止基本方針」を作成し、それを通して、全児童生徒が「いじめは絶対に許されないことである」という考えをもち、いじめのない笑顔あふれる学校づくりを進めていきましょう。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

次のようなことは「いじめ」です

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

3 いじめを生み出さないために

☆太字は今年、特に大切にしたいポイントです。

旭川第五小学校・桜岡中学校には、こんな良さがあります

○仲が良く、児童生徒間の交流が盛んな学校 **○思いやりのある学校**

○上級生が下級生の面倒を見る学校 ○楽しい学校 ○生徒も先生も明るい学校
○お互いに、自分の気持ちを伝え合える学校

だから…

私たちは、こんな旭川第五小学校・桜岡中学校を目指します

○よい一層、思いやりのある温かい言葉をかけられるように努める。

○これからもいじめがない学校を維持していけるよう、いじめをしてはならないという意思を1人1人が持ち続ける。
○さらに明るく、笑顔が絶えない学校を目指して協力する。
○あいさつや返事は元気がなくなってしまうことがあるので、いつでも大きな声で元気にあいさつができるよう努める。

そのために…

学校の一員として、こんなことを心がけて生活します

いじめを
起こしません

○いじめは許されないという意識を欠かさない。

○相手が傷つくようなことを言わない。
○自分に起きたら嫌なことを相手にしない。
○相手の気持ちを考えてから発言をする。

明るい
雰囲気
を作ります

**○自分から進んであいさつ
や返事をする。**

**○協力し合う中で、1人1人の
意見を尊重する。**

○感謝の気持ちを伝える。

仲間を
大切に
します

**○みんなの個性を活かし、
自他の違いを認めて生活する。**

**○個人を孤立させる雰囲気を作らない。仲
間外れにしない。**

○仲間の小さな変化に目を向ける。
○自分の気持ちを正直に伝える。

旭川第五小学校・桜岡中学校 ストップいじめ宣言

もし、いじめられたときは

- 一人で悩まず、先生方や家族などの大人や友達に相談します。
- 嫌な思いをしたときも、先生方や家族などの大人や友達に相談します。
- スクールカウンセラーや電話相談窓口などに相談します。

いじめを「見た」「聞いた」「相談された」ときは

- 見て見ぬふりをせずに、勇気をもって助けます。
- いじめをやめさせたり、先生方や家族に伝えたりします。
- いじめられている人に、先生方や家族に相談するよう話します。
- いじめられている人に話を聞くなどして、支えます。

いじめゼロを保つために私たちができること



※自分の考えを記入しよう！

【前期】いじめ防止活動の記録

【内容】

.....

【感想・考えたこと】

.....

【後期】いじめ防止活動の記録

【内容】

.....

【感想・考えたこと】

.....

4 いじめを受けた・見た・聞いた・相談されたときは

①まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- 学級担任、副担任の先生方に相談
- 校長先生、教頭先生に相談
- 養護教諭、学年の先生方などに相談
- スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- 家族に相談
- 友だちに相談
- そのほか、相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- 学校のいじめアンケート調査に記入
 - 学校以外の相談窓口で電話
- (＊くわしくは7ページ) など

②いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	☐ いじめから守ります。 ☐ 不安なく、学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーがいつでも相談にのります。 ☐ 必要がある場合、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。 ☐ 二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。	☐ いじめた人にあやまり、もう二度といじめをしないことを約束させます。 ☐ いじめは人として絶対に許されないことや、よりよい行動に向かうことを考えさせます。 ☐ 必要がある場合、警察などに相談します。 ☐ 二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。	☐ いじめに加わっていても自分にも関係していることを気付かせます。 ☐ いじめに気付いたときに、誰かに知らせる大切さを教えます。 ☐ いじめを見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行いも許されないことを教えます。 ☐ みんなでいじめをなくし、よりよい学級や集団をつくることの大切さを教えます。
			いじめを知らせてくれた人 ☐ 秘密を守り、いじめを行った人から守ります。
家の人に	☐ いじめを受けたことや、いじめがなくなるまでの学校の取組を説明します。	☐ いじめを行ったことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	☐ 協力が必要なときには、説明をします。

主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）
 <受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110 <受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロなの ひゃくとおばん）
 <受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511 <受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566 <受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243 <受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56
 0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）
 <受付時間> 毎日24時間 <メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Webサイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343 <受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891
 <受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）
 <メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

【場所】旭川市立旭川第五小学校・桜岡中学校2階相談室

【電話】0166-36-3441 【相談時間】月2回 12:00～16:00

	4月	5月	6月【強調月間】
児童・生徒	○基本方針(生徒版)策定 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー, 子どもホットライン, 子ども相談支援センターなど 対面式(児生会) あいさつ運動(児生会) 通年 いじめアンケート調査① 心と身体のチェックリストの 実施【小高学年,中学生】 教育相談①ほっとの活用	・各学級での検討,周知 運動会・学校祭テーマ作成 (児生会) STOP!いじめ宣言作成(児生会) いじめの未然防止や SOSの出し方の授業①	○中連生活部6月研への 参加(児生会) いじめ・非行防止強調月間 ①いじめを扱った授業①
	7月	8月	9月
	○生活・学習Actサミット への参加(児生会) ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー, 子どもホットライン, 子ども相談支援センターなど 小中合同いじめ根絶標語作成(児生会) いじめアンケート調査② (自校独自)	○生活・学習Actサミットを 受けた取組の実施(児生 会) いじめ根絶を考える集会 (児生会)	小中合同いじめ根絶標語 コンクール表彰(児生会) いじめアンケート調査③ (自校独自)

旭川第五小・桜岡中学校いじめ防止プログラム

	10月	11月【強調月間】	12月
児童・生徒	教育相談②ほっとの活用 ○校内研修 【人権教育プログラム】 ・「生命の安全教育(小1,小5,中1)」 ・「いじめから人権を守る教育(中3)」 ・「SNSの適切な利用に係る学習(小2,4,6,中2)」 ・「人権教室」(中1)	○児童生徒交流会(児生会) いじめアンケート調査④ 心と身体のチェックリストの実施【小高学年,中学生】 安全防犯教室 いじめ・非行防止強調月間 ②いじめを扱った授業②	○中連生活部12月研への参加(児生会) ○歳末助け合い運動(児生会) ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー, 子どもホットライン, 子ども相談支援センターなど いじめの未然防止やSOSの出し方の授業②
	1月	2月	3月
	○いじめ未然防止集会(児生会)		
	○除雪ボランティア活動(児生会)		
児童・生徒		いじめアンケート調査⑤ 心と身体のチェックリストの実施【小高学年,中学生】	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー, 子どもホットライン, 子ども相談支援センターなど



～いじめのない笑顔あふれる学校を～

旭川市立旭川第五小学校・旭川市立桜岡中学校